

教育民生常任委員会

令和3年3月16日（火）

教育民生常任委員会

定例会名 令和3年第1回定例会
招集日時 令和3年3月16日(火) 午前10時00分
招集場所 議場

出席委員 7名

委員 長	守屋 常雄
副委員 長	遠藤 憲子
委員	石原 幸雄
〃	杉森 弘之
〃	秋山 泉
〃	池辺 己実夫
〃	甲斐 徳之助

欠席委員 なし

出席説明員

副市長	滝本 昌司
教育長	染谷 郁夫
保健福祉部長	内藤 雪枝
教育部長	川井 聡
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉田 茂男
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大里 明子
学校教育課長	川真田 英行
指導課長	豊嶋 正臣
文化芸術課長	糸賀 珠絵
スポーツ推進課長	高橋 頼輝
中央図書館長	大和田 伸一
保健福祉部次長	飯野 喜行
社会福祉課長	石塚 悟
こども家庭課長	結束 千恵子
保育課長	橋本 早苗
高齢福祉課長	川真田 智子
健康づくり推進課長	渡辺 恭子

医療年金課長 石塚 史人

議会議務局出席者

書 記 山 口 功

書 記 田 上 洋 子

令和3年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 教育民生常任委員会

- | | |
|---------|---|
| 議案第 1号 | 牛久市住井すゑ文学館の設置及び管理に関する条例について |
| 議案第 3号 | 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 4号 | 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 5号 | 牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 6号 | 牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 7号 | 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 8号 | 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第13号 | 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第9号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ |
| 議案第14号 | 令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第15号 | 令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第16号 | 令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号） |
| 意見書案第1号 | 義務教育における30人以下学級の実現を求める意見書の提出について |

午前10時00分開会

○守屋委員長 おはようございます。

開会前なんですけれども、時間早いんですが、ただいまから教育民生常任委員会を開会させていただきます。

本件の審査は、分割して行います。

まず、教育委員会所管について問題に供します。

本日説明員として出席した者は、副市長、教育長、教育部長、教育委員会次長兼教育企画課長、教育委員会次長兼生涯学習課長、学校教育課長、指導課長、文化芸術課長、スポーツ推進課長、中央図書館長であります。書記として山口君、田上君が出席しております。

本委員会に付託されました案件には、

議案第 1 号 牛久市住井すゑ文学館の設置及び管理に関する条例について

議案第 3 号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 4 号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 5 号 牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 7 号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第13号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第9号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第14号 令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第15号 令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第16号 令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

意見書案第1号 義務教育における30人以下学級の実現を求める意見書の提出について
以上12件であります。

そのうち、教育委員会所管の案件は、

議案第 1 号 牛久市住井すゑ文学館の設置及び管理に関する条例について

議案第13号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第9号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

以上2件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言いただきますようお願いいたします。

また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第1号牛久市住井すゑ文学館の設置及び管理に関する条例についてを議題といたします。

議案第1号について提案者の説明を求めます。文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 文化芸術課糸賀でございます、よろしくお願い申し上げます。

私のほうから、議案第1号牛久市住井すゑ文学館の設置及び管理に関する条例についてご説明を申し上げます。

まず、条例制定に当たりましては、平成30年に住井すゑの遺族から市に寄贈されました城中町の土地、建物につきまして、本年度中に建築工事が終了いたしまして、来年度令和3年度の秋頃に開館、公開する予定であり、施設の設置及び管理について定める条例を上程するものでございます。

名称及び施設の構成でございますが、名称は牛久市住井すゑ文学館、個人でなく文学作品功績を検証するべく記念館ではなく文学館という名称を定めております。建物につきましては、3つの建物と駐車場から成ります。まず、管理棟は事務室、資料収蔵スペース、展示棟につきましてはメインの展示スペース、抱樸舎につきましては、フリーの展示室とトイレを隣接する予定であります。平本邸につきましては除却いたしまして、第1駐車場とし、10台を有する予定であります。そのほかに第2駐車場に10台、計20台分完備いたしまして、大型バスでの来場者に対しましては得月院駐車場に停めていただき、そこから徒歩で来館していただく方向で考えております。

入館料につきましては、展示棟のみ有料といたしまして、入館料100円、ただし、敷地内及び抱樸舎入場は無料とすることを考えております。初年度の年間来館者見込みにつきましては、5,000人を想定しております。次年度以降は、1万人年間想定をしております。

当文学館の所蔵する資料につきましては、他の資料館や文学館のものとは異なり、ほかにはない唯一無二の市民の貴重な財産であるとの意識づけと自覚を市民に持っていただくため、有料とすることを考えております。

開館時期につきましては、来年度改修工事終了後に展示の設営、そして資料整理に5か月から6か月を要することが見込まれるために、秋頃に予定をさせていただいております。なお、開館日よりその月の末日までは入館料無料期間といたしまして、市内外へ周知広報する期間としたいと考えております。

また、休館日、それから開館時間などにつきましては、教育委員会規則により別途定めてまいりる予定であります。

説明は以上です。

○守屋委員長 これより議案第1号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 おはようございます。数点お尋ねしたいと思います。

まず1点目でございますが、これ開館後、管理はどなたが行うんでしょう。市が直接職員を常

置して行うのか、それとも他の団体等への委託を考えているのか、お答えをいただきたいと思います。

○守屋委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 管理につきましては、シルバー人材センターのほうに委託いたしまして、なるべくそのシルバー人材センターの構成員の中でも、地元の方を登用させていただいて、周辺を含めた説明をしていただけるような形を考えております。

以上です。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 管理の方法は分かりました。

そうしますと、年間の維持管理費というのはどのぐらいを想定していますか。

○守屋委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 年間維持管理費につきましては、約900万円を想定しておりまして、こちらには光熱水費、植栽管理委託料、警備のほか、もろもろ入っております。

以上でございます。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 その維持管理費には入館料を当てて、プラス含めて合計で、全体で900万円というふうに理解してよろしいですか。

○守屋委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 こちらの900万円につきましては、出ていく分、歳出につきまして、こちらこのぐらい考えておりまして、それに充当する部分として入館料、初年度につきましては100円掛ける5,000人分ですね。このぐらいを考えております。

以上でございます。

○守屋委員長 ほかにございますか。杉森委員。

○杉森委員 1回目に4点だけ、質問しちゃいます。

1つは、管理人の方を置くというのはいいんですけども、住井すゑさんについて説明をされる方というのはどういうふうに確保しようとしているのかということ。説明員を置けとまでは言いませんけれども、例えば団体が来たときに対応するですか、そういう必要が出てくるんじゃないかというふうに思います。

それから、この住井すゑ文学館を市内の特に小中学生だと思えますけれども、その教育にどのようにリンクすることを考えているのかということがもう1点。

それから、授業としてすゑに関する資料の展示というふうにかかれてはいるわけですけども、資料を展示するというだけではなくて、住井すゑに関する様々な研究ですか、論文とかそういうのもあるかというふうに思いますけれども、関連のそういう様々な資料やなんかの整理、あるいは文学館というふうな名称ということもありますから、関連する文学の世界に関する資料の整理なども含めて、授業というのを発展させて、それらを発表するというふうなこともこれから考えていく必要があるのではないかというふうに思いますけれども、その点についてはどのよ

うなお考えかと。

それから、修理をしたということで、多分耐震関係は配慮された修理になっているんだろうと思いますけれども、防火のところはどういうふうな形になっているのかということをお聞きします。

○守屋委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 それでは、1点目からお答えしたいと思います。

まず、管理につきましては常時2名のシルバー人材センターを配置する予定ではおりますが、当然説明員といたしまして、例えば団体ですとか事前に予約をいただいているものにつきましては、こちらの文化芸術課の学芸員がそれに当たる予定でおります。

続きまして2点目、市内小中学校との連携につきましては、当然抱樸舎、先ほどちょっと申し上げましたが、そちらの活用を最大限にしながら、例えば子供たちの新聞や作品をそこに飾ったり、あるいは郷土検定を、郷土検定に代わるものも含めまして、そういったものを展開していったり、そういったものも考えております。いずれにしても、まずは学校との連携を第一に考えながら、いかに郷土の偉人の功績を若い方に知っていただくかについて、尽力してまいりたいと考えております。

3つ目でございますが、授業として資料の展示を含めどのように発展させていくかということでございますが、前にも述べました、当然連携の中で、まずは学校の総合的学習の時間ですとか、社会科の時間ですとか、そういったものに組み入れていただけるかも含めて、学校側とよく協議させていただきながら、学校側の御負担にならないような形で連携をしてみたいと考えております。1つとしては、例えば土曜かつば塾などでしたならば、学校側にあまり御負担にならずに子供たちも興味を持って学んでいけるという部分があるかと思っておりますので、そちらにつきましてはもう既に連携させていただきたいということで話をしております。また、図書館との連携というのも考えておまして、そちらにつきましても司書さんのいろんなアイデアをこちらの学芸員とすり合わせながら、皆に功績を残していける形で知っていただくための方策を考えてまいりたいと考えております。

4つ目につきましては、すみません、杉森委員。防火ということでよろしいですか。（「はい」の声あり）

防火につきましては、ちょうど昨日でございますが、消防のほうの点検に入ってくださいまして、そちらの指導の下に消火器を2つまず整備して、それから防犯カメラのほうは15台、当初予算に載せてございますし、なおかつあちらは50人以上というか、その防火管理者を置く規模ではないということも昨日確認しておりますので、防火管理者は置きませんが、消防計画というものは当然立てていく予定でおります。

以上です。

○守屋委員長 杉森委員。

○杉森委員 授業のほうのことは、学校と図書館と連携していくというのはいいかというふうに思いますけれども、やっぱりある意味学術的な内容にも関わっていくようなことになると思いま

すので、やっぱりそういう意味で言うと、市内の人も含めてですけれども、いろいろな研究者ですとか、学者の方々のお知恵をどのように集めていくのかということも大事なことになりますので、そういった意味での広がりというところはかなり意識して進めていってほしいなというふうに思います。これは要望です。

○守屋委員長 ほかにございますか。遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 それでは、私のほうからも数点質問したいと思います。

まず、先ほどの説明では開館時間とか、そういうものについては教育委員会の規則で定めるといって説明がありましたが、大体どのくらいの時間を想定しているのか、その辺を伺います。

それと入館料が1人1回100円ということなんですけれども、この100円にした理由ですね。

それと先ほどその入館料については支出のところに関係してくると思うんですけれども、その入館料の使い道、それをどういうふうに考えているのか。

それとこの附則のところ、入館料等の特例で9月30日までは無料ということなんです、この理由ですね。その辺を伺います。

もちろんここは文学館ということでは飲食は禁止だと思うんですけれども、例えば駐車場がございませぬ。その駐車場でのそういうものについてはどうなのか。

それとトイレの設置場所、先ほど抱樸舎のほうと、それからあちらのほうにあります特別院のほうに多分あると思うんですが、その辺の確認をしたいと思います。

以上です。

○守屋委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 お答えしていきたいと思います。

まず、開館時間でございますが、規則のほうで午前9時から午後4時30分までとすることを考えております。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、開館時間を変更することができるという内容とさせていただきます。

続きまして、100円の根拠でございますが、こちらにつきましては冒頭の御説明でも申し上げましたとおり、まず住井すゑ文学館につきましては、他の近隣市町村にあります例えば農機具を展示しておりますとか、レプリカを展示してあるとか、そういったものとは全く異なって、唯一無二の1つしかない住井すゑの資料ですね。万年筆ですとか入稿原稿、そういった貴重な資料を有するというを第一に考え、また地元の方に愛していただけ、愛着を持っていただけるものであるという意識づけのために、100円と設定させていただいております。

続きまして、この100円の使い道と申し上げますか、充当の件でございますが、こちらにつきましては先ほどの石原委員の質問でもお答えさせていただきましたとおり、まずは運営経費のほうに充当することを考えております。

続きまして、こちらの開館を9月と予定しているんですが、9月いっぱいまで無料とする内容につきましては、まずは広く周知広報させていただくんですが、あまり期間が長過ぎますと間延びしてしまうだろうというのもございますので、まずは開館したその月に限定して、そこだけ無

料とさせていただきたいという思いから、あえて短く設定をさせていただいております。

5番目でございますが飲食についてということで、まず敷地内につきましては、今のところ入館料を取るの展示棟だけですので、中のその外構部分につきましてはフリーで皆さん散策していただく予定でいるんですね。ですので、そちらのほうには自販機を設置するなどいたしまして、休める場所も考えておりますので、駐車場につきましては今のところ、そういった自販機ですとか飲食の物は置かないという予定で考えております。

最後にトイレの件でございますが、トイレは抱樸舎のところに併設させていただいているんですけれども、そちらに男女とあと多目的トイレのほうを考えておりますので、そちらとそれから従来ある雲魚亭のほうですか、そちらのほうと併せましてということですね。

以上でございます。

○守屋委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 この展示棟につきましては100円という、やはり無料ということもあれなんでしょうけれども、ある程度そういう入館料を取りながら、そういうことで維持をしていくということとは理解しました。

ただ、いろいろと貴重なものなんかもあるので、その保管管理というか、盗難だとか破損をしたりとか、そんなようなことなんかも十分考えられるので、その辺の体制はどうなっているのかを伺いたいと思います。

それとこのトイレのほうなんですけれども、これはもちろん男女と多目的というんですけれども、これはもちろん洋式になっているのではないかと思うんですか、その辺をちょっと確認をしたいと思います。

それと、先ほど9月30日までと、開館するのはたしか秋頃と言っていたので、この期間が9月30日というのは、例えば9月にやって1か月ぐらいだけ無料なのかどうかね。ちょっとその辺をもう一度確認をしたいと思います。

以上です。

○守屋委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 まず、ちょっと説明足りないところがございましたので、そちらから御説明させていただきますと、100円の根拠につきましては、まず展示規模だけ見たときに、近隣のつくばみらい市にあります間宮林蔵記念館とほぼ同規模の展示の内容、規模的には有するもので、そちらを参考とさせていただいた上で、しかも先ほど申し上げましたように、唯一無二の資料が展示してあるという意識づけのために100円ということで考えております。

また、その中にあります貴重な資料につきましては、防火金庫というんでしょうか、火で燃えない金庫ですね、そちらを幾つか、本物についてはそちらにしまうと。展示するものについてはある程度複製、レプリカですとかそういったものを飾り、本物につきましては例えば閉館するときには耐火金庫にしまうという形で、耐火金庫を幾つか購入することを考えております。

また、防犯カメラを15台、各所に外回りも含めまして設置する予定でおりますので、そちらで24時間監視ということは考えております。

続きまして、トイレにつきましてですが、トイレにつきましては全て洋式を考えておりますので、以上となります。

また、すみません。説明がちょっと足りなかったんですが、9月15日を開館日と今考えておりました、こちらが住井すゑの記念の日となりますので、こちらがちょうど橋のない川第1部が刊行60年に当たるということで9月15日を探しまして、こちらで今開館していく予定で進めております。

以上です。

○守屋委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 先ほど、ちょっと先に聞けばよかったんですけども、例えば100円ですね、今いろいろなことで、周知方法みたいなのをホームページとかやられるんでしょうけれども、パンフレットとかね、そういうようなものなんかも考えておられるのかどうか。

あとは、そちらで例えば住井すゑさんに関するものを何か商品にして、例えばクリアファイルだとかなんかで販売とか、そのようなことなんかも今後考えていくのかどうか、その辺を伺います。

○守屋委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 再度の御質問にお答えいたします。

まず、資料につきましては、当然図録のようなものは作成したいと。学芸員を中心に進めてまいる予定でおります。また、パンフレットにつきましては、近くにあります雲魚亭と一体化したパンフレットを作成いたします予定でございまして、またパンフレットを入場証といいますか、そちらに例えば日付印を押して、日付印を押したことでその入館料をもらったというものに代えるということも考えてございまして、何種類も刷らないという方向で考えております。

それから、今後そのグッズにつきましては、例えばどういったものになるか分かりませんが、クリアファイルですとか、手に取りやすいようなものから少しずつ考えていきたいと。そして、周辺のいろんなほかの施設もございまして、当然シャトーも含めまして、日本遺産の、連携できるようなグッズができればいいなというふうに考えております。

以上です。

○守屋委員長 ほかに御意見ございますか。池辺委員。

○池辺委員 すいません、よろしくお願いします。

今、課長のほうからやっとならシャトーという言葉が出たんですけども、私もそこは協力してやっついていかないのかなとこう思っていたんですけども、来館者数が5,000人という数をちょっと伺ったんですけども、簡単に割っていくと1年で13人ぐらいだと思うんですよ、一日の。それが多いか少ないかではないんですけども、そこで例えばお金を払って、100円払ったら券みたいものがもらえるのであれば、その券を持って例えばシャトーに来れば、例えば何かお食事をしたときに割引になるとか、その当日だけですよ。お土産を買うのに例えば何%割引みたいな形のものをつければ、逆に両方とも相乗効果になって、余計にそこの文学館を見た後にシャトーに来るとかいいかなと思うんですけども、そういったお考えはあるのかどうかとい

うのを聞きたいです。

○守屋委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 まず、入館者数でございますが、5,000人というのはあくまでも初年度になりますので、9月の例えば中旬ぐらいからスタートしまして、10、11、12、1、2、3と6か月半ぐらいしかございませんので、それで割りますと大体1日700人ぐらいかなと、平均でございますが。当然次年度以降は1万人以上は入れたいなということを考えておりますので、それに対して先ほど委員からありましたような入場券の再利用ですとか、いろんな展示以外のものも仕掛けていきたいと考えておりますので、今頂戴しました御意見は逆にこちらで前向きに検討させていただいて、今後いろんな形で周辺を含めた文化財の活用というほうに結びつけられるようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○守屋委員長 ほかに御意見ございますか。

以上で、議案第1号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第13号令和2年度牛久市一般会計補正予算（第9号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第13号について提案者の説明を求めます。教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 おはようございます。教育企画課吉田でございます。よろしくお願いたします。

議案第13号令和2年度牛久市一般会計補正予算（第9号）のうち、教育企画課所管の内容につきまして御説明いたします。

30ページ、31ページを御覧ください。

中段となります。教育費のうち事務局費0105奨学金条例に基づき就学を支援するの積立金は、牛久市奨学金基金への積立てを実施するものです。牛久市奨学金基金は篤志家からの寄附及びふるさと牛久応援寄附金を原資としている給付型の奨学金であります。その運用におきましては、前年度取り崩した分を翌年度において積み立てる運用を実施しております。今回の補正は、令和元年度給付するために基金から取り崩しました408万円を本年度に積み立てる措置を行うものです。

またその下、0107高校生等の大会出場を支援するの事業、また次ページの33ページになりますが、下段となります。児童クラブを運営するの事業、さらに次のページの35ページとなります。中段ほどになりますが、0109の児童クラブで新型コロナウイルス対策を実施するの事業は、それぞれ年度末の不用額による減額補正であります。このうち児童クラブにおいて、おやつ提供が1年間できなかつたことによりまして、2,500万円ほどの事業費の減額となっております。

それから、5ページになります。

第2表繰越明許費補正のうち、下から4行目のおくの義務教育学校で特色ある教育活動を推進する90万8,000円は、学校で決定しました新しい校章のデザインから校旗を作製しており

ますが、コロナ禍の影響がありまして年度末までに納品が難しいため、繰越明許費を設定するものでございます。

以上でございます。

○守屋委員長 教育委員会次長兼生涯学習課長。

○大里教育委員会次長兼生涯学習課長 おはようございます。生涯学習課大里です。よろしくお願いいたします。

続きまして、生涯学習課所管の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書5ページを御覧ください。

繰越明許費、下から2つ目になります。生涯学習センターで新型コロナウイルス感染症対策を実施するの事業でございますが、施設予約システム導入経費及び自動水栓設置工事費、合わせて900万9,000円を繰り越すものでございます。まず、施設予約システム導入につきましては、12月補正で予算を計上し、契約締結に向けて進めておりましたが、使用する様式などの帳票類の調整に時間を要しておりまして、年度内の契約及び履行が難しいことから繰り越すものでございます。また、自動水栓の設置につきましては、同じく12月補正で予算を計上し、契約締結いたしました。その後メーカーのほうからコロナ禍で需要が高まっていることと、緊急事態宣言によりまして生産体制が脆弱化しており、通常の生産量の5割ほど減少しているということで、納品が2か月程度遅れることが判明したことによりまして、繰り越すものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

10ページ、11ページのほうを御覧ください。

中ほどになります、款13使用料及び手数料項1使用料目5教育使用料1社会教育使用料、こちらは新型コロナウイルスの感染拡大のため、施設の貸館業務を停止したことにより、中央生涯学習センター文化ホール、エスカード生涯学習センターの使用料、合わせて1,075万3,000円を減額するものでございます。

次に、歳出になります。

32、33ページのほうを御覧ください。

下から3つ目、款10教育費項5社会教育費目1社会教育総務費0112生涯学習講座を開催する253万円の減額。そのすぐ下になります、市民文化祭を開催する23万3,000円の減額。

続きまして、34、35ページの一番上になります。

0131放課後かっぱ塾を運営する673万1,000円の減額、1つ下になります、0132土曜かっぱ塾を運営する434万円の減額、その2つ下になります、0135地域学校協働活動を推進する104万円の減額と、この5事業につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止や当初の予定どおり事業の実施ができなかったことによりまして、不用見込額を減額するものでございます。

以上でございます。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 おはようございます。学校教育課川真田です。よろしくお願ひいたします。

学校教育課所管の補正予算について御説明いたします。

まず、13ページを御覧ください。

款の14国庫支出金項2国庫補助金目6教育費国庫補助金小学校費補助金の公立学校施設整備費交付金(3分の1)、こちらにつきましては、向台小の長寿命化改修において、国のほうで補助金増額の内示をいただいたことによる増額計上でございます。

その下、GIGAスクールサポーターの配置の補助金、こちらにつきましては既に歳出予算については予算措置済みでありまして、その委託料について補助の追加申込みを行っていたところ、このほど内示があったので予算計上したものでございます。

次に、31ページを御覧ください。

教育費の小学校費0103小学校のICT環境を管理する、さらに33ページ、一番上から2番目のところ、0103中学校のICT環境を管理する。こちらの2つの事業につきましては、児童生徒用のタブレットのリース料及び先ほど申し上げたGIGAスクールのサポーターの委託業務等における入札差金の減額補正でございます。

次に戻りまして、31ページを再度御覧ください。

一番下の段でございます、中学校を管理運営するの減額補正につきましては、このコロナ禍での中学校の部活動等の対外試合や公式大会への出場等が中止となったことによりまして、バス代、宿泊費、大会参加費等の減額でございます。

以上です。

○守屋委員長 指導課長。

○豊嶋指導課長 おはようございます。指導課豊嶋でございます。よろしくお願ひいたします。

30ページ、31ページを御覧ください。

指導課所管の補正予算について御説明いたします。

指導課所管の補正予算は、4事業について減額補正をお願いしております。

中段款10教育費項1教育総務費3教育指導費の0102指導主事が学校を指導支援するにつきましては、負担金100万円を減額補正するものです。これは当初予算を上げる段階においては指導主事の今年度の派遣メンバーが決まっておりませんので、昨年度のものをベースにしたところ、今年度の派遣職員の負担金が減ったものです。

0106スクールアシスタントを派遣する1、224万円の減と、0114教育センターきぼうの広場を運営する142万6,000円の減額補正につきましては、いずれも当初予算の段階で会計年度任用職員について、全てを期末手当を支給するものとして予算化していたため、対象職員が少なかったことから減額するものです。

0110学校サポーターを派遣する200万円の減額補正につきましては、今年度コロナ禍にありまして、部活動や武道等できない活動があったことによる報償費の減額になります。

以上でございます。

○守屋委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 文化芸術課所管の補正について御説明申し上げます。

33ページ、35ページをお開きいただきたいと思います。

文化芸術課につきましては、減額補正が4事業のみとなります。

まず、中段の0102文化財を保護継承して活用する122万3,000円の減額。続きまして、0103市内の埋蔵文化財を調査する632万9,000円の減額につきましては、それぞれ不用額と契約差金となっております。その下の0109牛久現代美術展の開催を支援する、こちらの249万円の減額につきましては、当初予定しておりました従来型の展覧会が実施できず、今回ウェブによる展覧会ということで切り替えたことにより、補助金の使用しなかった分の減額となっております。

続きまして、34、35ページの上段0134住井すゑ記念館を公開活用する減額の396万4,000円につきましては、それぞれの契約差金となっております。

以上でございます。

○守屋委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 推進課高橋です。よろしくお願いたします。

私のほうから、スポーツ推進課所管の補正予算について御説明いたします。

まず、5ページを御覧ください。

繰越明許費補正になります。

10教育費6保健体育費牛久運動公園で新型コロナウイルス感染症対策を実施する、こちらにつきましては385万円ですが、生涯学習課のほうでも御説明があったものと同一のものになります。新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、利用窓口での申請、こちらに対して利用者及び職員の接触機会を軽減するため、施設の予約システム、こちらを導入する予定でしたが、帳票関係の調整に時間を要しており、年度内での履行が難しいため繰越しをさせていただくものになります。

続きまして、11ページ、こちらを御覧ください。

11ページ中ほど、款13使用料及び手数料項1使用料5教育使用料、保健体育使用料、合わせて1,463万円、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、施設の休館が続いてしまったことによる使用料の減額補正となります。

続きまして、15ページを御覧ください。

15ページ、款20諸収入項4雑入4雑入、雑入の中の下から3番目、ひたち野うしく小学校プール開放利用負担金、こちら5,703万9,000円の減額補正になります。こちらにつきましても、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、令和2年度の施設開放を中止したことによる減額の補正となります。

続きまして、35ページを御覧ください。

こちら歳出になります。

款10教育費項6保健体育費目1保健体育総務費0107地区スポーツ交流会の活動を支援す

る、こちら356万円の減額、こちらにつきましては、各地区スポーツ交流会の活動を支援するという事なのですが、イベントが軒並み中止となったことによりまして、担当職員の休日出勤、そういったものがなくなった部分におきましての報酬及び費用弁償の金額の減額という形になります。

次に、0108クロッケー大会を開催する、0109茨城県民駅伝競走大会に参加する、こちら合わせて8万3,000円の減額補正になりますが、こちらにつきましては同様の理由、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、それぞれ大会が中止になりましたので全額減額するものとなっております。

最後になります。0111ひたち野うしく小学校プールを開放する、こちら2,685万円の減額補正になります。こちらはこれまで同様新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、開放を中止したことから、当初契約額から変更契約を行っております。主にその変更契約に伴う不用額の減額となります。

以上です。

○守屋委員長 中央図書館長。

○大和田中央図書館長 おはようございます。中央図書館大和田です。よろしくお願ひいたします。

私のほうから、中央図書館所管の補正予算について御説明申し上げます。

3事業の減額補正となります。

補正予算書、34、35ページを御覧ください。ちょうど真ん中の辺りです。

款10教育費項05社会教育費目03図書館費、事業のほうは0102図書館施設を維持管理する583万4,000円の減額となります。需要費のほうは、こちらは光熱水費となります。これは不用額の減額補正ということになります。委託費工事請負費におきましても、決算見込みによる不用額の減額となっております。

続いてその下、事業が0104図書館資料を提供する572万円の減額となります。こちらは会計年度任用職員、司書の報酬と期末手当の減額となります。予算時においては、非常勤職員時の報酬で積算をしていたため、不用額が生じ減額するものとなります。

続いて、事業0109図書館で市民の学びを支援する12万円の減額となります。こちらは新型コロナウイルス感染拡大防止により講座等を中止としたため、不用額を減額するものでございます。

以上でございます。

○守屋委員長 これより議案第13号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願ひます。甲斐委員。

○甲斐委員 よろしくお願ひします。2点ほど質問させていただきます。

まず、33ページ、市内の埋蔵文化財を調査するなんですけれども、こちら東山遺跡調査支援ということで減額は理解したんですけれども、これ次年度に予算組みがないと思われるんですが、その辺の事情をお伺いできればと思います。

それと前のページの小学校 I C T環境を管理する、同じく中学校になると思うんですけども、入札差金の説明は理解しました。これタブレットかその辺の事業内容のほうを、これも支援策は来年は組まれていないんじゃないかなと思うんですが、これまでの成果と今後対応をどういうふうに考えていらっしゃるのか。ちょっとお考えのほうになっちゃうんですけども、確認をさせていただきます。

以上、2点です。

○守屋委員長 文化芸術課長。

○糸賀文化芸術課長 ただいまの御質問にお答えしていきたいと思います。

33ページの0103の東山遺跡の試掘調査支援につきましては、都市計画課のほうの開発事業のほうと連携を取りながら時期を調整しておりまして、来年度始められる予定であります。なお、一部につきましては、今年度既に試掘などを始めたところもございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 今支援策というのは、持ち帰った場合の支援策ということでよろしいですか。自宅のW i - F i環境とかそういう支援策という意味合いでしょうか。

○甲斐委員 それも含めて、全体像なんですけれども。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 まず、学校現場に対する支援策として、技術面だったりという部分をサポートする意味でG I G Aスクールサポーター、これ補助事業で今回やらせていただきましたのは3月いっぱいです。それはかなりの件数が来ていまして、やはりトラブルも最初なので多少あるんですけども、先生方あまり I C Tに慣れていないので、こういうことをやりたいんだけど、動画を流したいとか、そういうことをやりたいんだけどそういう設定をどうやったらいいんだとか、そういったものを全部支援してまいりました。来年度については、そこは保守の部分で多少見ていけると。今年度の3か月ではほぼほぼ出ていると思うので、件数は減るという前提の下で考えております。

また、各家庭に持ち帰った場合のということで、平常時においても持ち帰りはどんどん出てくると思うんですが、基本的に学校のほうではやはり経済的な事情によってもあるんですが、W i - F i環境がない御家庭もあるというのは認識しております。そういった中で、今年度については緊急事態宣言がまた発生した場合において、その経済的困窮世帯に対する手当の部分の予算は取ってございました。執行しなかったんですが、いつ発生するのか分かりませんので、今減額もしてありません。持っております。ただ、来年度については、仮にそうなった場合にはまたそのときに予算措置をするということを考えておりまして、年度当初からその予算は持っておりません。平常時においては、学校はなるべくW i - F i環境がある御家庭でも、仮にない御家庭でも対応できるような運用を考えていただくようお願いしておりまして、ある学校で、家庭学習で一般的に使うんでしょうけれども、そういった環境がない御家庭がお子さんが接続するために朝

ほんの10分、15分ですけれども、登校してから1限目の間の時間で自由に使って接続しているというようなこともやっているということで伺っております。そういったことで考えております。

以上です。

○守屋委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 家庭環境のほうはよく御説明いただきまして、ありがとうございました。

最初の学校の先生方のほうなんですけれども、課長が申しあげましたけれども、うまく使えて教えられるかなというその不安要素があるというところなんですけれども、それに対しての支援も来年度は予算計上なしで切っちゃって、その辺うまく解消して、解消というか解決というか、支援していけるのかなというところは少し懸念があると思うんですけれども、その辺はどう考えていращやるのか、もうちょっと教えてもらえればと思います。

○守屋委員長 指導課長。

○豊嶋指導課長 ただいまの先生方への支援策ということで、お答えいたします。

こちらにつきましては、指導課におきまして情報教育を推進するという事業名におきまして、情報教育指導員、また情報教育サポーターを学校に派遣すること、また指導主事として専門の者がおりますので、この者が学校を訪問すること。あるこの時期にはここまでできるようにしたいというような研修計画、あるいは目標を設定することによって、学校からの御希望に合わせて職員を派遣して研修を展開するというように計画しております。

以上です。

○守屋委員長 ほかにございせんか。杉森委員。

○杉森委員 1点だけ。これはプールだけではないんですけれども、プールのあれが一番額が多いので、プール管理で質問させていただきますけれども、2,500万円減ということは、委託先の収入もそれだけ減になるということとあわせて、そこで雇われている方々が仕事がなくなるという意味もありまして、実は私、牛久市ではないんですけれども、ほかのところでそういう公共施設を委託された会社で働いている方から、仕事がなくなって生活に困っているというふうな相談を受けたわけですけれども、そこで先ほど変更契約というふうなことが述べられていましたので、変更契約というのはどういうふうな内容になっているのかということと、もう一つは閉めて仕事がなくなった場合、休業手当というのをほとんどの方知らないんですね。雇用調整助成金とか休業手当給付金などの制度というのはほとんど知らなくて、会社のほうもそういうのをきちっと制度を使っていないというふうなことがありますので、やはり委託をするというふうなことにおいては、市のほうもそういうところまで責任を持って考えるということが大事だと思いますので、牛久市においてもそういうふうな変更をする場合には、制度の説明やなんかについても、委託先に対して指導を行うというふうなことが必要かと思っておりますので、その点についてお聞きいたします。

○守屋委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 ただいまの杉森委員の御質問、まず1点目の変更契約の内容なんです

けれども、こちらにつきましては、年度当初からなかなかオープンができない状況が続いておりまして、いつでも開園できる準備はしていただいております。しかしながら、7月に今年度いっぱいの中止というのを、ひたち野小プールのほうにつきましては決定をさせていただきまして、その段階で当然会社としても従業員の方、雇っている方々いらっしゃるということを聞いておりましたので、その方の分を全てゼロにするというわけにはいかないと思っておりましたので、少しばかりではありますが、そちらの人件費というのは残した状態で変更契約をさせていただきました。それで、その後ずっと来ていたんですけれども、またこの冬に全面的に利用停止の期間が出てしまいまして、その期間中も一応利用中止ということではあったんですが、やっぱりひたち野うしく小のプールのあちらの施設にお越しになる方や電話をかけてくる方がいらっしゃいましたので、何名かはそちらの業務に当たっていただくようにしていただいております。そちらの数字を業者のほうと協議をいたしまして、日数的なものであるとか、人の人数であるとか、そういったところを協議をさせていただいた上で、減額の数字を作成し変更契約をさせていただいた状況でございます。

2点目の補償関係の話なんですけれども、休業補償などコロナの関係のこともありますので、いろんなものがあるということは会社のほうでもやはり十分、今回委託している業者さんのほうに関しては十分に分かっていらっしゃいますので、そういったことを従業員の方にお伝えするということはおっしゃっていらっしゃいましたので、そういった業者ばかりではないと思いますので、もしこういうことがあれば、我々のほうからもそういった情報などをきちんと伝えた上でやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○守屋委員長 杉森委員。

○杉森委員 このプールだけに限ったあれではないんですけれども、やはり市と関連する業者の方々に対しては、特に今のコロナにおいては雇用調整助成金と休業手当給付金は、企業あるいは団体の負担なしで支給できるものですから、積極的にやっぱり活用するように指導はしていただきたいと思っております。

○守屋委員長 ほかに御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、教育委員会所管についての質疑及び意見を終結いたします。

ここで執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○守屋委員長 休憩前に引き続き、教育民生常任委員会を開きます。

次に、保健福祉部所管について問題に供します。本日説明員として出席したものは、副市長、保健福祉部長、保健福祉部次長、社会福祉課長、こども家庭課長、保育課長、高齢福祉課長、健

康づくり推進課長、医療年金課長であります。書記として山口君、田上さんが出席しております。

本委員会に付託されました保健福祉部所管の案件は、

議案第 3号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 4号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第13号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第9号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第14号 令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第15号 令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第16号 令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

以上、10件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず、議案第3号牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第3号について提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 医療年金課の石塚です。よろしくお願いいたします。

議案第3号の牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正の主な内容としましては、平成30年度に行われました税制改正の中で個人所得課税が見直されまして、基礎控除が10万円引き上げられる代わりに、給与所得控除並びに公的年金等控除が10万円引き下げられまして、その分所得としては増えることになりました。この見直しに伴いまして、給与所得者または公的年金をもらっている方であって、国保の被保険者である方が属する世帯でこれまで国民健康保険税で7割、5割ないし2割の軽減措置を受けていた世帯が今回の課税見直しによる所得の上昇によりまして、当該軽減措置から外れることがないように軽減判定の基準額を引き上げるものとなっております。

議案書2枚めくっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。

改正後の第23条の条文の内容を要約しますと、第1号から第3号にかけて、7割、5割、2割の軽減判定基準額に関する規定がありまして、このうち給与所得または公的年金所得がある単身世帯への対応としましては、基礎控除額を10万円引き上げて43万円とします。また、世帯に給与所得者または公的年金所得者合わせて2名以上いる場合の対応としまして、その2人目以降の1人につき10万円を加算して基準額を拡大するものとなっております。

今回の改正は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用することになっております。

以上です。

○守屋委員長 これより議案第3号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、議案第3号について質問をいたします。

今、課長の説明でいきますと、地方税法の改正によりまして、10万円を引き下げ基礎控除43万円という説明だったんですが、この改正によりまして影響が外れることのないようにということなんですが、7割、5割、2割のこの全体の世帯数、そういうふうに変わらないということなんですけれども、どういうふうな市民に対しての影響というか、その辺はどうなるのか伺います。

○守屋委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 遠藤委員の質問にお答えします。

まず、現在令和2年度で7割が2,496世帯、5割が1,415世帯、2割軽減が1,695世帯で、合計で5,600世帯あります。このうち、あくまでも年金か給与のどちらかをもらっている方の場合の話なので、例えば年金をもらっている方で、そのほかに所得が2,000万円以上とかある場合には控除額がさらに減るので、そういう方の場合は外れる方が出てくるんですが、今のところそれが何世帯いるか、ちょっとうちのほうではまだ分かっておりません。ただ反対に、給与か年金以外の所得だけ、例えば農業所得だけの人の場合は基礎控除が10万円増えますので、逆に今まで軽減対象になっていなかった方が軽減対象になる場合もありますけれども、その件数についてもちょっと今のところは分かりません。

以上です。

○守屋委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 軽減対象の世帯数がどのくらいなのか、はっきりその辺が分かるものはないかと思うんですが、いつ頃にこの数字というのが判明するのかどうか、ちょっとその辺を確認いたします。

○守屋委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 すみません。これシステム改修とかもあるので、ちょっと中身を除くのができるかどうか、ちょっと分からないんですけれども、本算定は6月にやる予定なので、それ以降にもし分かったときはお答えできるかもしれません。

○守屋委員長 ほかにございますか。杉森委員。

○杉森委員 市長の説明でも、この今回の改正で意図せざる影響や不利益が生じないようやるといわれているわけですが、今いただいた説明のやり方でやれば、不利益を生じるといの方は大体カバーできているのか。それでもやっぱり不利益を生じるような人はカバーし切れないのか、その辺だけちょっとお聞きしたいと思います。

○守屋委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 杉森委員の質問にお答えします。

先ほど申し上げたとおり、給与所得、年金以外でいっぱいもらっている方については外れる場合もあるんですが、ちょっと今のところそういう方がどのぐらいいらっしゃるかは把握できておりません。

○守屋委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で議案第3号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第4号牛久市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第4号についての提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 高齢福祉課の川真田です。よろしくお願いいたします。

議案第4号牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

平成27年度から令和2年度の6年間、介護保険事業計画の第6期から第7期は介護保険料の基準額は月額4,800円でしたが、第8期において7年ぶりに改訂する内容となります。今年度、令和2年度は第7期の介護保険事業計画の最終年度となります。今回の条例改正は令和3年度から令和5年度の3か年の事業計画期間である第8期牛久市介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の基準額の改訂を行うものです。

なお、介護保険制度はまずこの3年間見まして、令和22年までのサービスの見込料を立てた上で基準となる保険料を計算していく仕組みになっております。

第8期の保険料基準額については、給付額の増となる要因がたくさんありまして、高齢者人口の令和22年度までの緩やかな増加、それに伴う要介護認定者の増加、第7期における給付費の実績を基にした給付費の増加見込み、第7期に整備した特別養護老人ホームなどの介護基盤整備による給付費の増加見込み、また令和3年4月から介護報酬の増額改訂などの要素もありまして、これを見込んで国の計算方式を用いて算出したところ、当初月額5,701円となりました。しかし、保険料は現状の月額4,800円から901円の急激な増加となってしまう、審議会で御審議をいただいていたところですが、最終的に現在の社会情勢からも値上げは最小金に抑え、準備基金を46%取り崩して月額5,000円とすることが、介護保険運営協議会で決定されました。

新旧対照表を御覧ください。

保険料基準額はこの表で言う(5)のことで、現行の年額5万7,600円から年額6万円となり、2,400円のアップとなります。月額で言うと、これまで4,800円のもので5,000円となり、200円のアップとなります。この基準額に所得段階区分ごとに決めている保険

料率を掛けて、（１）から（９）までの年額となっております。

なお、１１条の第２項から４項は計画期間における年度の変更となっております。

本条例の施行日は、令和３年４月１日となります。

なお、令和３年１月１日に個人所得税が見直されましたが、合計所得の計算の際に不利益にならないよう、介護保険施行令も同時に改正されております。このため、先ほど説明いたしました保険料の段階区分への影響はございません。

以上となります。

○守屋委員長 これより議案第４号について質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。杉森委員、お願いします。

○杉森委員 介護保険の修正について、基金の４６％ですか、取崩しということですが、その他のところと比較して、この４６％という数字はどういうふうな位置になるのか。少し説明をお願いします。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 現時点でまだ暫定の報告しか県内の市町村は見渡せない状況で、保険料の確定というのは、まさにこの３月の最後の週になるのかなというふうに考えております。現時点で取崩し額の割合というのは大体分かっているんですけども、ほぼやはり半分ぐらいはどこも取り崩しているな状況かと思われま。

以上となります。

○守屋委員長 ほかに御意見ございますか。遠藤委員。

○遠藤委員 議案第４号について、何点か質問したいと思えます。

今、杉森委員のほうからもありましたが、準備基金４６％取り崩すという全協での説明がございましたが、現在たしか約１３億８，９００万円ぐらい準備基金があると思えます。それで、そのうちの４６％というふうに考えていいのか。４６％は幾ら取り崩す予定でおられるのか、伺います。

そして、今説明の中では月額５，０００円にしたいという、介護運営協議会からの決定ということでしたが、例えば現行の４，８００円を維持するには、基金を幾ら取り崩せば可能なかどうかを伺います。

それと、国の計算方式を用いた、いろいろと今どういような算定で出たかというふうに御説明がございましたが、毎月の給付費というのがどの程度になっているのかどうか。今度どのようにこの給付費を想定しているのかどうかを伺います。

３点。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 お答えします。

まず１点目の質問なんですけれども、４６％の取崩し、この金額というのは６億３，９００万円の取崩しということになります。

あと４，８００円を維持するためにはという御質問だと思うんですけども、実は審議会にか

ける前に私たちもちろん、この介護保険料をそんなに上がらないほうがもちろんいいので、この金額がいつまでもつんだらうかというのを試算を最初にしています、実は。今の状態を、4,800円を維持しつつ、これから増大する給付費を見込んだ中で維持したときに、基金はいつまでもつんだらうかということになるのかなという話ではないかと思います。これで試算していくと、大体次の9期は基金をまた取り崩して、4,800円は維持できるのではないかと思います。次の10期も何とか大丈夫かと思うんですけども、第10期の令和11年頃から何だかおかしいなという感じになってきまして、次の第11期、令和12年ですね、ここで基金がゼロ円になるような計算になります。この時点で保険料は5,484円と試算しています。ここでもう基金はなくなってしまうので、第12期からは令和15年になるんですけども、令和15年、16年、17年の第12期は6,364円になります。最終的に団塊ジュニアが65歳になるという令和22年の第14期、ここでは今の資産の状態では7,186円という、そういった推移になってくると予想しています。

3つ目の質問で、毎月の給付費についての御質問ですが、こちらも多分推移を併せて説明したほうが良いと思うんですけども、7期については平成30年度、介護の給付費についてなんですけれども、毎月大体3億後半払っています。次、令和元年度はやはり後半ぐらいを維持していて、今年度、令和2年度は毎月4億円の前半を払っています。これは給付費のみです。そして、令和3年からは毎月4億の中盤、令和4年からは4億の後半、令和5年からもずっと4億の後半というふうになりまして、令和7年度に毎月5億円の前半を払うような給付の見込みを立てています。

以上になります。

○守屋委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今それぞれ説明していただいたんですけども、46%を取り崩した後の多分準備基金というのが7億5,000万円ぐらい、今の計画でいくと残るといふに今私のほうでは見ているんですね。そして、今までの介護保険の計画からすると、準備基金というのが前年度に1億円以上残っています。というのは、やはり牛久というのは介護認定を受けていても、それをやっぱり利用する人、認定率が大変低いというかね、大変でもないかもしれないんですけども、今12.57%ですか、そういうような非常にやはり牛久、介護予防というか、そういうような健康予防というか、そういうものに大変力を入れている。国自体もそうかもしれないんですけども、そういうような中で確かに団塊世代が後期高齢になってくれば、医療費とともに介護の給付費が増える、その予想は当然それは分かると思うんですが、そういうことであと介護保険制度自体がこれからどうなるかという中で、やはりこれ以上市民の負担、今は何とかクリアできても、それから先というのは大変これから予想しづらいと思うんですよ。そういう中で、今コロナの中であるならば、この現行の4,800円ですか、それを維持していく。で、次の例えば令和6年からですかね、次の第9期ですか、そういうようなときも含めて、多分今の世代というのは大変健康寿命というか、そういうものが高いというふうに私どもは判断をしておりますので、そういう中でぜひ介護保険のこの基準を、今の基金を最大限、最大限というか、こちらで計算をしま

すと約8億2,100万円取り崩せば5億円の残高が、5億6,800万円ですか、その残高が準備基金にも残る。そしてまた、この令和2年度、その最終的な中でもそれなりの準備基金に積み立てることができるのではないかというふうに、私どもは判断しているんですが、その辺の見解はどうでしょうか。伺います。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 お答えいたします。

実は審議会の中では、事務局として様々な案を出しておりました、案の1から案の6、6案ありまして、この中では当然今の遠藤委員が言ったように、基金をもっと大きく崩して維持するような案もございました。ただ、やはり取り崩すということは、将来の見通しが立たなくなるということにつながってくるんですね。現在コロナの状況で、大変な状況はやはりこちらでも理解しているので、この中で実は事務局で最初に提案したのは5,100円の案で、私たちはまず持っていったんですけども、審議会のほうでやはり今おっしゃったような、この社会情勢を考えて5,000円にするというような流れも話し合われてきたような経緯もあります。

なので、やはり3年、6年、9年くらいではなく、もうちょっと長い目で見て基金を大事に運用して、なるべく実際に支払い可能な保険料の額を決めていくというのが、私たちの務めではないかと考えているところです。

○守屋委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で議案第4号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第5号牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第5号について提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 続いて説明いたします。

議案第5号について御説明いたします。

本条例は令和3年1月25日付、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正するものです。

改正の内容についてですが、この条例以降、4つの条例改正が続きますが、1つの省令を引用しているので、改正内容については共通事項が幾つかあります。まずはその共通事項の主な内容を一括して先に御説明いたします。

4つの条例に共通している主な内容といたしましては、感染症対策に関することや、高齢者の虐待防止に関する情報などが追加されております。

具体的に説明いたしますと、感染症の発生及び蔓延に関する取組の徹底で、現行のものに加え、訓練を義務づける感染症対策の強化や、感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務づける業務継続に向けた取組の強化、また運営基準において実施が求められ

ている各種会議について、感染防止や多職種連携促進の観点から、テレビ電話等を活用して実施することを認める、会議や多職種連携におけるICTの活用内容となっております。

高齢者の虐待防止に関することについては、虐待の発生、またはその再発を防止するための委員会の開催や指針の整備、研修の実施をしていくために担当者を定めることを義務づける内容となっております。

以上が、以降4つの条例に共通する主な内容となります。

最後になりますが、本条例独自の改正内容といたしまして、管理者の要件の緩和やケアマネジメントの公平中立性の確保を図る観点から、質の高いケアマネジメントを推進するための内容が追加されております。

施行日は令和3年4月1日となりますが、質の高いケアマネジメントの推進については令和3年10月1日となります。

以上となります。

○守屋委員長 意見のある方はございますか、ほかに。杉森委員。

○杉森委員 ICTの活用についてお聞きしたいんですけども、居宅の場合、その各家のところにどういうふうなものが今普及してきているのか。また、あるいは事業者なんかについても、ICTの活用というところではどの程度進んでいるのか。その辺、少し実情をお示しいただければというふうに思います。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 お答えいたします。

現時点ではすごく進んでいるという感じはまだしておりませんで、やはりそういう環境を整えればもっといいのになという話をよく聞くということは、まだ事業所ではそれなりに整備されていないのかなと思っています。ただこういった整備についても、たしか補助金もつくと思いますし、また4月からの介護報酬の改定についても、こういったコロナ対策に関するいろんな経費も盛り込まれて改定もされていると聞いているので、次第に整っていくのではないかと考えています。

以上となります。

○守屋委員長 杉森委員。

○杉森委員 自治体によっては、例えばタブレットを貸与するですとか、そういうふうな形でICT化というのを進めているようなところもあるわけですけども、牛久市ではそういうふうな構想というか、検討というのはまだなされていないんでしょうか。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 お答えします。

具体的には検討はされていないところです。ただこの現状を見て、進めていかなければいけないことではあると認識しています。

以上です。

○守屋委員長 ほかに質疑ある方どうぞ。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、議案第5号に関連することかもしれないんですけども、特に第5号の

ところに書いてある第6条中、この最初のほうなんですけれども、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である場合、やむを得ない理由がある場合については介護支援専門員を前項に規定する管理者とすることができるという、こういう項目があるんですが、主任の要するにケアマネジャーさんですね、その方が確保が難しい場合はケアマネさんで管理をすることができるという項目がここに1項目入っているの。今、介護施設などでは人員が大変厳しい状況ということでは、こういうような緩和策も出ているのかなと思うんですが、こういうようなところに該当する牛久のこの事業所があるのかどうか、その辺も伺いたしたいと思います。

それとこの条文を読んできると、いろいろこの条例のところに講じなければならないところがあるのを、講ずるよう努めなければならないというふうにかなり緩和しているような内容の文になっているんですね。それがいろいろなところに出てきているこの背景ですね、その辺をどういうふうに担当としては判断しているのかどうか、その辺も伺います。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 遠藤委員の御質問にお答えいたします。

まず、主任ケアマネという資格を取るのは大変なハードルがありまして、ケアマネジャーを5年以上やった上で、あと市の推薦書を書いて、県の研修を受けるという様々なハードルがあるのが現状です。居宅の事業所を開きたいという方が相談に来たときには、まずはその資格要件が問題になってきているところで、遠藤委員もおっしゃるようにやはり非常に苦慮されているというところが見受けられます。ただ現状といたしましては、全て今のところ全部、その県の研修まで受けていると思いますので、最近申請になったところについては細かく把握はしていないんですけれども、現状では皆さん管理者は主任ケアマネを持っている状況ではあります。

あと、このねばならないと、努めなければならないというところは、私たちも非常に悩ましいところだと感じているのは同じなんですけれども、必ず私も実地指導というのをやっております。この中でできる限り、ねばならないのほうに近づけるように御協力をお願いしていくというような姿勢をやっていきたいと考えております。

以上となります。

○守屋委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 いいです。

○守屋委員長 質疑そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で議案第5号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第6号牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第6号について提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 議案第6号について御説明いたします。

本条例は議案第5号で御説明いたしましたとおり、令和3年1月25日付の省令を同様に引用

しております。対象となる事業所は市内2か所の地域包括支援センターで、改正の主な内容としては、議案第5号同様で御説明いたしました感染症対策の強化などの共通事項について、条例に追加するものです。

施行日は令和3年4月1日となります。

以上となります。

○守屋委員長 これより議案第6号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方、御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で議案第6号に対する質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第7号牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第7号について提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 議案第7号について御説明いたします。

本条例も令和3年1月25日付の省令を同様に引用しているため、改正するものです。この議案第7号と次の議案第8号は共通した改正事項のほかに、地域密着型サービスならではの基準である、地域と連携した災害への対応の強化などが追加されております。

具体的には、災害への対応においては地域との連携が不可欠であることから、避難訓練等の実施に当たっては地域住民の参加が得られるように連携に努めなければならないとするものです。そのほか、介護に直接携わる職員のうち、医療福祉系の資格を有さない職員に認知症介護基礎研修の受講を義務づける内容も追加されております。

施行日は令和3年4月1日となります。

以上となります。

○守屋委員長 これより議案第7号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で議案第7号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第8号牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第8号について提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 議案第8号について御説明いたします。

本条例も令和3年1月25日付の省令を同様に引用しているため、改正するものです。議案第7号と同様、共通した改正事項のほかに、地域密着型サービスならではの基準である地域と連携した災害への対応強化や認知症介護基礎研修受講の義務づけなどが追加されております。

施行日は令和3年4月1日となりますが、内容によっては令和6年3月31日までの経過措置が設けられているものでございます。

以上となります。

○守屋委員長 これより議案第8号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で議案第8号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第13号令和2年度牛久市一般会計補正予算（第9号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第13号について提案者の説明を求めます。社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 社会福祉課の石塚です。よろしくお願いいたします。

議案第13号一般会計補正予算のうち、社会福祉課所管の主な補正の内容につきまして御説明いたします。

お手元の資料20ページ、21ページを御覧になってください。

款3項1目1の0110旧軍人及び戦争による犠牲者を支援するにつきましては、3年に1度開催しております牛久市戦没者合同慰霊祭が新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして開催を延期したため、委託料の減額補正であります。

次に、款3項1目7の0101障害者へ介護給付費等を給付する、こちらにつきましては新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、就労継続支援の対象となる方が在宅ワークに切り替わりまして、在宅就労日数の増加に伴う給付件数の増加により、扶助費の増額補正でございます。なお、この歳出につきましては、国及び県負担金の歳入を併せて計上しております。

次に、資料の22、23ページを御覧ください。

款3項1目16の0101総合福祉センター施設を維持管理する、こちらにつきましては緊急事態宣言等により福祉センターの一部貸館中止に伴いまして、ボイラー等に使用する燃料購入量が減少したための需用費の減額補正でございます。

以上でございます。

○守屋委員長 こども家庭課長。

○結束こども家庭課長 こども家庭課結束です。よろしくお願いいたします。

それでは、こども家庭課所管の補正の内容につきまして御説明いたします。

お手元の資料22、23ページを御覧ください。上から2つ目の枠となっております。

款3民生費項2児童福祉費目1児童福祉総務費の0102家庭児童相談を実施するにつきましては、母子生活支援施設の入所世帯3世帯で当初計上しておりましたが、年度途中で1世帯が退所いたしまして2世帯となりましたことに伴いまして、扶助費213万1,000円の減額補正でございます。

また、扶助費の減額に伴いまして、歳入につきましても、併せて国庫負担金及び県負担金を減額計上してございます。

続きまして、同じく22、23ページの款3民生費項2児童福祉費目1児童福祉総務費の0105児童扶養手当を支給するにつきましては、児童扶養手当の対象者数が見込みの人数を下回っ

たための扶助費 2, 825万9, 000円の減額補正でございます。また、扶助費の減額に伴い、歳入につきましても併せて国庫負担金を減額計上してございます。

続きまして同じページ、款3民生費項2児童福祉費目1児童福祉総務費の0109子育て広場を運営するにつきましては、子育て広場会計年度任用職員の12名分の子育てアドバイザーの報酬の支出を予定しておりましたが、年度途中の退職に伴いまして、2名が退職しております、歳出予定額が下回ったための報酬206万9, 000円の減額補正でございます。

続きまして、同じく款3民生費項2児童福祉費目1児童福祉総務費の0114ひとり親家庭に高等職業訓練促進給付金を支給するの事業につきましては、現在6名が給付金を受給中ですが、当初見込みより受給者数が少なかったため、扶助費320万7, 000円を減額補正するものでございます。また、この扶助費の減額に伴いまして、歳入につきましても併せて国庫補助金を減額計上してございます。

同じページでございます。款3民生費項2児童福祉費目2児童措置費の0102児童手当を支給するの事業につきましては、当初の見込みより対象者数が少なかったため、扶助費2, 300万円を減額補正するものでございます。この扶助費の減額に伴いまして、歳入につきましても併せて国庫負担金及び県負担金を減額計上してございます。

以上でございます。

○守屋委員長 保育課長。

○橋本保育課長 保育課の橋本です。よろしくお願いいいたします。

保育課所管の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の資料の22、23ページを御覧ください。

款3項2目3保育費、こちらの0103公立保育園の運営に必要な人材を配置する、こちら3, 368万円の減額補正につきましては、公立保育園に勤務する会計年度任用職員の保育士を予定人数まで採用できなかったことによる不用額が生じる見込みとなったことによりまして、減額するものでございます。

次の0104公立保育園で給食を提供する、こちらの需用費188万1, 000円の減額につきましては、賄い材料費で決算見込みによる不用額の減額となっております。

次の0106民間保育園の運営を支援する、こちらの962万3, 000円の減額、また続きまして、0108保育園に通う児童の保護者の負担軽減を図る、こちらの400万円の減額、さらに続きまして、0110幼児教育保育を無償化する、こちらの4, 830万円の減額、こちらにつきましては決算見込みにより減額するものとなっております。この3つの事業につきましては国や県の補助がございますので、歳出予算の補正に伴いまして歳入予算を補正してございます。

では続きまして、資料の32、33ページを御覧ください。

2段目の表となります。

款10教育費項4幼稚園費目1幼稚園費の0104民間幼稚園の運営を支援するの5, 684万5, 000円の減額及び次の0105民間幼稚園に通う児童の保護者の負担を軽減する、こちらの4, 050万円の減額、こちらにつきましては同じく決算見込みにより減額するものとなっ

ております。こちらの2つの事業につきましても国や県の補助がございますので、歳出予算の補正に伴いまして歳入予算の補正をしてございます。

以上となります。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 高齢福祉課所管分の説明をいたします。

21ページの一番下の表の上から2つ目、0101介護保険事業特別会計繰出金1,000万円の減額につきましては、議案第15号の特別会計の補正予算のところで説明いたしますが、特別会計において執行残となるため減額したため、一般会計の繰出し分も減額とするものです。

以上となります。

○守屋委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 健康づくり推進課渡辺です。よろしく申し上げます。

健康づくり推進課所管の補正予算について御説明いたします。

まず、繰越明許費補正です。

5ページを御覧ください。

款4衛生費項1保健衛生費新型コロナウイルス感染症予防接種を実施する、繰越額2億1,036万8,000円です。令和2年11月の臨時議会において予算をいただいたところですが、接種時期が年度をまたぐため繰越しといたしました。

次に、歳出です。

22、23ページ、3段目の枠内を御覧ください。

款4項1目1保健衛生総務費900万円の減額補正となっております。0103保健センター利用者によりよい保健サービスを提供する、報酬職員手当等で900万円の減額です。こちらは会計年度任用職員の歯科衛生士の確保ができず、委託に切り替えたことによるものと、新型コロナウイルスの影響により事業全体で時間外が減少したことによるものです。

続きまして、目2予防費3,160万円の減額です。0102生活習慣病健診などを実施する委託料330万円、0103胸部・胃・大腸・前立腺の検診を実施する委託料2,050万円。

次のページになります。

0104乳がん、子宮がん検診を実施する委託料280万円、1つ飛びまして0109大人の風しん抗体検査と予防接種を実施する委託料400万円、これらにつきましてはいずれも新型コロナウイルス感染拡大予防措置により、計画どおりの事業とならなかったためです。大人の集団健診においては人数枠を制限し、1日240人計画のところ、半数に制限して行っております。

戻りまして、0108予防接種を実施する、需用費100万円の減額、こちらは出生数の減少に伴い、予防接種者数も減少したことにより、需用費のワクチン代の不用額となります。

続きまして、目3母子衛生費0102妊産婦と乳児に医療機関健診を実施する、委託料130万円の減額です。妊娠届出数が減少傾向にあることにより、妊婦健康診査の受診者数が見込みより少なかったことによる不用額となります。

次に、歳入ですが、歳出の減額に伴い減額となるものです。

12ページ、13ページの上の段2行目、風しん予防対策補助金479万4,000円の減額、同じページの3枠目、款15項2目3衛生費県補助金、健康増進事業費補助金142万円の減額。

14ページ、15ページの6枠目、成人病健診受診者納付金766万6,000円の減額となっております。

戻りまして、12ページ、13ページ3枠目、款15項2目3衛生費県補助金、予防接種健康被害救済給付費補助金は748万2,000円の増額補正となっております。こちらの補助金は1月から12月分を対象としているため、令和2年3月31日に予備費を充当し、一括で1,065万4,217円の支払いをした分が反映されております。健康被害の救済措置による当該者1人に対し、身体障害者手帳の級数が3級から2級になったことで、令和2年2月に国より障害児養育年金2級及び障害年金3級の支給決定を受けての給付となっております。

以上です。

○守屋委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 医療年金課所管について御説明いたします。

13ページを御覧ください。

上から3番目の表の一番上の医療福祉費と補助金が事務費と合わせて3,100万円の減額、次のページめくっていただいて、15ページの上から3番目の表ですね、国保特別会計からの繰入れが605万3,000円の増額となります。

次に、21ページを御覧ください。

歳出としまして、一番下の表の上から4段目以降ですね、0101国民健康保険事業繰出金、0101健康な高齢者を表彰する、0101後期高齢者医療特別会計繰出金、次のページにかけての0102医療福祉費支給制度により医療費を助成するで、ともに減額補正となります。

以上です。

○守屋委員長 これより議案第13号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。杉森委員。

○杉森委員 保育園のことでお聞きします。

現状で待機児童の算定はどういうふうになっているのかということと、あと保育士の不足というのが先ほども出されましたけれども、公立における保育士の不足数、また民間のほうではどの程度不足しているのかというのを、分かる範囲でお示しいただきたい。

それから、牛久市では保育士に対する補助金といいますか、手当を出しているわけですがけれども、公立の場合、会計年度任用職員に対する補助というのはどういうふうになっているのか、説明をお願いしたいと思います。

○守屋委員長 保育課長。

○橋本保育課長 まず、待機児童ですけれども、3月の入園の確定した時点で、現在国基準で85人の待機児童が出ております。

また、保育士不足につきましては、公立保育園ですね。こちら当初、定員全部を受け入れようとすると47名の保育士が必要だったんですけれども、最初4月のスタートの段階で38名の保

育士を確保して、ちょっと9名が不足しておりました。その後、7月と9月に1名ずつ退職があって、11月に1名採用、またその後、2月に1人退職が出ましたので、現在36名で11名が不足しているという状況です。

ちょっと民間の保育士につきましては、申し訳ありませんが把握はしておりません。

また、補助金につきましては、こちらは民間の保育園の保育士に出すものでございますので、市の会計年度任用職員については特にございませぬ。

以上でございます。

○守屋委員長 ほかに質疑ございますか。遠藤委員。

○遠藤委員 今、健康づくりの課長のほうから説明がありました、12ページ、13ページの衛生費県補助金のところの予防接種の健康被害の給付金の補助金なんですけれども、これは今障害の認定が重くなったということについての、これは県のほうの負担ですよ。市のほうの負担も当然発生しているのではないかと思うんですが、それはこちらでは計上がないのかどうか。その辺をお願いします。

それと医療費と、それからそれ以外の補助というのがあるのかどうか、その辺も伺います。

それと、22、23ページの公立保育園のほうの、これは公立じゃないのかな、保育園に通う児童の補助者の負担軽減、多子世帯の補助金のほうなんです、見込みよりか少なかったということなんです、たしか3人目からは保育料が無償ということになっているんですが、その実態はどうなのか。どういうふう把握をされているのか。その辺を伺います。

○守屋委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 遠藤委員の御質問にお答えします。

予防接種健康被害給付金なんですけれども、こちらは国が2分の1、県が4分の1で、市が4分の1の負担になっております。こちらの掲載で4分の3が歳入として入ってきております。

手当なんですけれども、障害年金に加えて、従来お支払いしておりました医療費と医療手当についてもお支払いしているところです。

以上です。

○守屋委員長 保育課長。

○橋本保育課長 多子世帯の利用者の負担軽減につきまして、お答えいたします。

こちらはそれぞれ3歳未満の第2子、第3子の保育料制限ということなんですけれども、それは申請いただいて、全部手作業になってしまいますが、そちらで把握をして軽減の手続きを取っております。

以上でございます。

○守屋委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、もう一回再質問します。

予防接種のほうは、これは要するに今年度の分についての補助金ということでもいいのでしょうか。また来年度は多分このまま継続になるのかなと思っておりますが、その辺ちょっと確認をしたいと思っております。

それと多子世帯のほうは、先ほど言ったように第3子が多分無料、それから第2子が半額かなと思うんですが、今申請という御答弁だったんですが、予定よりかは少なかったというふうに判断をするんですが、どのように把握をしていたのかというところを伺いたいんですが。

○守屋委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 先ほどの御質問についてお答えいたします。

こちらの健康被害救済費のほうなんですけれども、国のほうが1月から12月分ということになっております。今回多額になっているのは、去年の2月に国からの申請が下りて、今までの分、平成25年10月から令和2年3月分までの障害児養育年金及び障害年金につきまして、一括で予備費より充当して支払っているということで、こちらのほうが増額になっております。

以上です。

○守屋委員長 保育課長。

○橋本保育課長 どのように把握するかということですが、入園の際にそれぞれ利用の方にお知らせをしております、そちらで把握をしているような状況となっております。

以上です。

○守屋委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で議案第13号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第14号令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第14号について、提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 医療年金課です。

今回の補正内容ですが、歳入歳出それぞれ2億8,266万円を減額して、76億4,104万2,000円とするものです。

6ページと7ページを御覧ください。

歳入の主なものとしまして、保険給付費並びに特定健診事業費の歳出減に伴う減額補正となります。

次に、歳出のほうで8ページ、9ページを御覧ください。

主なものとしまして、款2保険給付費におきまして、現物現金医療費合わせて2億7,140万円の減、款4保険事業費の特定健康診査等事業費では新型コロナウイルス感染防止のため、集団健診の健診受診者を半分以下に減らしたことにより減額補正となります。

次に、款5諸支出金の一般会計繰出金では、歳出の全体的な減額により生じる余剰金の調整として、一般会計へ繰り戻すための増額補正となります。

以上です。

○守屋委員長 これより議案第14号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 ございませぬ。以上で議案第14号についての質疑及び意見を終結いたします。
次に、議案第15号令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第15号について、提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 高齢福祉課です。

今回の補正内容ですが、歳入歳出それぞれ1,000万円を減額し、55億8,984万3,000円とするものです。

7ページの下段を御覧ください。

要介護の認定を調査するの11役務費の1,000万円の減額の理由といたしましては、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、厚労省の通知により要介護認定の更新の方には調査を行わず、1年間みなし更新をしたため、調査の委託費と主治医意見書作成の費用が執行残となることが明らかであるため減額するものです。なお、今回みなし更新した方につきましては、来年度一斉に調査するようになっております。

以上となります。

○守屋委員長 これより議案第15号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。杉森委員。

○杉森委員 特養待機者の最新の人数というのは、どのくらいになっているのかということについてお聞きします。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 現時点では分からなくて、毎年4月1日現在で県が調査するものなので、今回特養ができたことで、今までの待機者がそちらに行っているかと思うんですけども、現時点で月ごとには把握していないのが現状ですので御理解ください。

よろしく申し上げます。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 今ちょっと手元に資料はないんですが、113名か6名、その辺だったかと思います。

○守屋委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませぬ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で議案第15号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第16号令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第16号について、提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 医療年金課です。

今回の補正内容ですが、歳入歳出それぞれ2,803万5,000円を減額して、19億5,932万3,000円とするものです。

内容としまして、6ページ、7ページを御覧ください。

主なものとしまして、歳出面で款1総務費で職員給の減額、款2保険給付費では年間の見込額の確定によりまして減額補正と、これに伴う歳入面で繰入金の減額補正となります。

以上です。

○守屋委員長 これより議案第16号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で保健福祉部所管についての質疑及び意見を終結いたします。

ここで暫時休憩し、再開後、討論及び採決を行います。再開は12時15分といたします。

午後0時18分休憩

午後0時23分開議

○守屋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、討論がありましたら御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 なければ以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第1号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に議案第4号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に議案第5号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に議案第6号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に議案第7号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に議案第8号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
次に議案第13号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。
次に議案第14号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。
次に議案第15号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。
次に議案第16号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。
ここで執行部の方は退席されても結構でございます。御苦労さまでした。

次に、意見書案第1号義務教育における30人以下学級の実現を求める意見書の提出について
を議題とします。

意見書案第1号について、意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 なければ、以上で意見書案第1号についての意見を終結いたします。
続いて、討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。
これより意見書案第1号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第1号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。
以上を持ちまして本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これを持ちまして教育民生常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後0時30分閉会